調査票の記入・提出にあたってのご注意

* 調査票は、メールに添付して提出することができます。ただし、添付ファイルのサイズは5MB以下としてください（超える場合は分割して送信してください）。

なお、富士市ウェブサイトに調査票の電子データ（エクセルファイル）がありますので、ダウンロードしてご利用ください。

※過去の調査票と項目を変更している場合がありますので、

以下のリンクからダウンロードした調査票をお使いください。

富士市役所トップページ > くらし・手続 > 大気・水質・騒音など > 申請書 > 大気汚染防止法関係

（<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/kurashi/c0904/fmervo00000074lk.html>）

* 調査票には、令和５年度（2023/4/1～2024/3/31）に実施した測定の結果を記入してください。
* 測定結果は、設置している全ての水銀排出施設における水銀測定結果を記入願います。（複数回実施した場合はすべて報告対象です。また、超過等により再測定を実施した場合は、その結果も含みます。）

※施設が複数ある場合、紙の調査票やエクセルシートを適宜コピーしてご使用ください。

* 休止中などの理由で水銀測定が未実施の場合、法規定の測定頻度（別表参照）に満たない場合、測定値が基準値を超過した場合には、

備考欄にその理由を記入してください。

* 調査票と同等の項目が記載されている計量証明書がある場合、測定結果については、調査票の記入の代わりに、計量証明書のコピーを添付していただいてもかまいません。

別表

大気汚染防止法施行規則16条の12第1項第1号による測定頻度

|  |  |
| --- | --- |
| 排出ガス量が4万N㎥／時以上の施設 | 4か月を超えない作業期間ごとに1回以上 |

|  |  |
| --- | --- |
| 排出ガス量が4万N㎥／時未満の施設 | 6か月を超えない作業期間ごとに1回以上 |
| 専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉、  専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉 | 年1回以上 |